



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭言
Author(s)	宇野, 二郎; Uno, Jiro
Citation	年報 公共政策学, 18, 1-2
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91842
Type	other
File Information	18-01_Uno.pdf



巻 頭 言

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へと変更されたことに伴い様々な制約がなくなり、日常生活も研究活動も元の姿を取り戻しつつあります。

政策や財政面でもそれを「平時」に戻すことが課題となっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応としてつくられた様々な制度の見直しが進んでいます。

コロナ禍に特徴的であった政策の一つに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と呼ばれる交付金があります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって影響を受けた地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために、補助事業の地方負担分と地方単独分の合計1兆円から2020年4月に開始されたものです。

この交付金の特徴の一つは、事業にかかる経費のすべてが交付される仕組みにあり、それによって、どのような自治体であれ躊躇なく事業に取り組めるようになりましたが、その一方で、自治という観点からは経費の一部を自治体が負担する方が望ましかったのではないかと疑問を残すことになりました。

もう一つの特徴は、使い道に関する自治体の自由度が高かったことです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対してどのような対策をとるべきなのかについては不確かなところがあり、また、とるべき対策は地域によって異なるかもしれないという状況にありました。そのため、特に「単独事業分」と呼ばれたものについては、地域の実情に合わせた使い方ができるように制度が設計されたのです。

問題は配分の方法です。できる限り客観的な指標を用いてそれぞれの自治体の財政需要を測り、それを基準として交付限度額を算定することが目指されました。配分方法は度々見直されていましたが、人口を基本としながら、交付金の目的に合わせて、感染状況に係る割増係数、年少者人口割合・高齢者人口割合を反映する係数、一人あたり県民所得や一人あたり地方税収が低い団体に係る割増係数などが用いられました。

使途の自由度が高かったために、この交付金の使い道が問題視されたこともありましたが、それは不確かな問題であるために生じるものでもありました。むしろ、感染防止や地域経済の維持のために、地域の実情に合わせた対応をとることが自治体に期待された点が重要です。

それでは、各自治体において交付金は実際にはどのような事業に使われたのでしょうか。また、それは、それぞれの地域の感染防止や地域経済の維持、さらに中長期的な地方創生にどのように貢献したのでしょうか。今後の公共政策の立案に向けて、自

治体の現場でそれを研究者の視点から検証すると同時に、実務経験を蓄積し、実務者と研究者との交流を図っていくことが公共政策大学院には求められているでしょう。

北海道大学公共政策大学院では、新型コロナウイルス感染症対策に限られませんが、北海道という政策の現場に向き合いながら北海道発の公共政策を発信していくことを目指して領域横断的な研究を行っています。第18号では、研究者、実務家教員、実務者から11件の論文・研究ノートが寄せられました。今後も、研究者と実務者が交流する場を大切に公共政策の教育研究に取り組んで参りたいと思います。

2024年 3 月

北海道大学大学院公共政策学連携研究部

附属公共政策学研究センター長

宇野 二郎